

Title	漢三國六朝紀年鏡銘集録増補(其三)
Sub Title	
Author	梅原, 末治(Umehara, Sueji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.2 (1934. 8) ,p.141(319)- 145(323)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19340800-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

漢三國六朝紀年鏡銘集錄增補 (其三)

梅原末治

拙著『漢三國六朝紀年鏡銘集錄』印行以後新たに囑目した支那の年號銘ある古鏡に就いては、既に前後二回其の増補の文を草して本誌に掲載を請ふた事であつた(本誌第十一卷第三號雜錄及第十

三卷第一號餘白錄)。其の後更に始建國、更始、永和等の紀年のある鏡が出土したと傳へ、或物は本邦に齎されて、これを調査するの機會を得た。尤も其等は孰れも古い鏡を巧妙に改刻して銘を加へた類であつて、俄かに據り難きを憾とする。處が嚮に公刊せられた南陵徐乃昌氏の藏鏡集たる『小檀變室鏡影』のうちに、從來、なほ紹介を経ない四面の紀年鏡が掲げられてゐて、前者と別個に新

資料を見出したのである。依つて近く川合定治郎氏に依つて帶歸せられた始建國二年規矩獸帶鏡の精拓本と共に、増補の第三稿を作り、同好者の參考に供することにする。

さて是等の鏡の所有者たる徐乃昌氏に就いては、早く羅振玉氏の『古鏡圖錄』に其の儲藏に係る建安元年、建興二年等の鏡影を載せ、また故富岡先生も大正七年春親しく同氏を訪ふて藏鏡の富を紹介せられた事であるが、いま氏の鏡影收むる所の年號鏡は三十六面を數へ、其の大部分は宋以後のものに係るも、うちにまた從來丹徒の劉氏藏として知られてゐた黃武六年階段式神獸鏡をも存

し、別に吳太平二年以下四面の新例を見るのは多くの遺物の海外に流出する現代の支那に於いて寧ろ珍らしいと云はねばならぬ。以下項を分つて年代順に其の一斑を録するであらう。

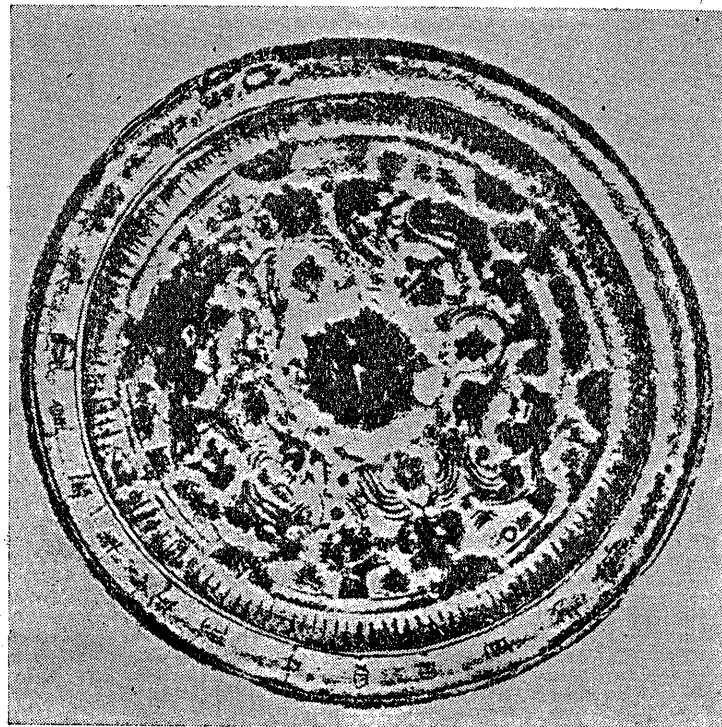
一 吳太平二年神獸鏡

拓影に依るに徑約四寸あり、神獸鏡の系統に屬し其の背紋は鈕を繞つて一圈あり、これと半圓方形帶との間の内區に四方より見る様に配した神獸を置き、一段高い外區に主銘を容れた當代の年號鏡に多い式である。但し本鏡にあつては其の年號は主銘帯になくて、半圓方形帶の副銘内にこれを見出す處に小異がある。拓影不鮮明の爲に銘の全文を明になし難いが、紀年銘は

太平二年二月廿日□作

と讀む可く、外區の主銘帯では……萬年□□宜高官□□□□宜子孫……等の吉祥句を認めることが

出来る。この太平が吳主亮の紀年で、其の二年の西紀二五七年に當ることは改めて説くまでもない。



第一圖 吳鳳皇元年神獸鏡拓影

二 吳永安元年神獸鏡

永安元年鏡は既に二面我が學界に紹介せられてゐるが、これは其の孰れとも異なる銘辭を有する遺

品で、同鏡に更に一例を加へるものとする。尤も鏡背紋はいま守屋孝藏氏所藏の鏡と同大（徑三寸八分内外）の半圓方形帶を繞らす式に係り、其の神獸は五神四獸の様に見える。次に主銘と副銘とを擧げよう。

〔主銘〕 永安元年造作明竟 百凍正銅 服者老

壽 作者長生 □□□□

〔副銘〕 吾作明竟 百凍正銅

主銘は左文左行、副銘も亦た左廻りに方形格内に一字宛表はしたものである。

三 吳鳳皇元年神獸鏡

拓影の示すところ徑三寸八分ある。鏡式は守屋氏藏する太平元年神獸鏡と同一であるが、型流れがあつて、爲に表現明瞭を缺き、又た稍々簡粗の様に見える。外區にある左行左文の主銘はいま紀年を表はす「鳳皇元年五月廿四日」なる部分のみを讀み得るに過ぎない（第一圖）。鳳皇は吳の歸命侯皓

の紀年であつて、其の元年は西紀二七二年に當る。

四 西晉太康元年神獸鏡

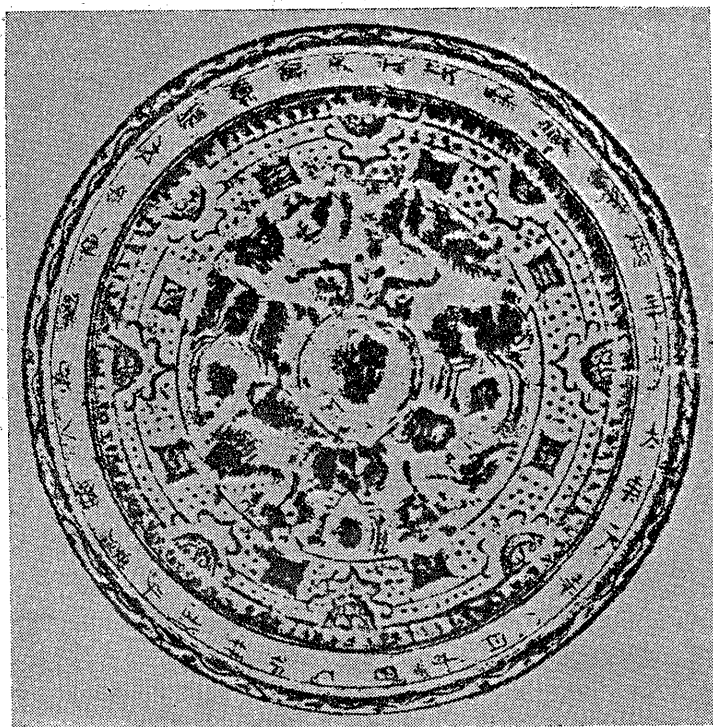
徑約四寸、同じく半圓方形帶を伴ふ神獸鏡ではあるが、其の内區に於ける神獸の配置は一方より觀る可く階段狀をなしてゐて、上端と左右とに神人あり、その間に四獸を容れたもの、また其の半圓方形帶の半圓部に一樣の尖葉形の線紋を冠してゐて、稍々趣を異にするものがある（第二圖）。

外區の銘は右行左文で全文は凡そ次の如くである。

太康元年八月七日丁卯□作□竟胤之者壽百
世子孫□保天下大平□□萬年

以上の新資料に對して口繪に載せた始建國二年神獸鏡は、既に多くの學者の注意に上り論述を見た處のものであるから、今ま重ねて詳しい解説を加へるの要はない。さり乍ら從來紹介せられてゐ

る其の鏡影は、羅氏の『古鏡圖錄』所掲のもの、並に故富岡氏の『古鏡の研究』圖版録する戴子高の手拓本共に古い粗雑な拓影であつて、爲に細部



第二圖 西晋太康元年神獸鏡拓影

を見るに充分でなく、羅氏の目録に「祥符周氏藏、今歸如臬冒氏」とあるも、守屋・川合兩氏の年來の探查を以てして、なほ實物の所在を確むるに至

らず一部に疑念を残してゐる。元來此の鏡は朝鮮の樂浪時代の古墳から居攝元年鏡の出るまでは支那の紀年鏡の最古の例として、兼てまた現代の鏡鑑の研究の出發點の一をなしたものであつたから、右の如き不十分な點の明にせられることは吾々の冀望した所である。此の意味から今回川合氏の上海から齎し歸つた上掲の鏡影は、前二者に較べて細部の割合によく見得る精拓本であり、從來明でなかつた内區の四乳が四葉座乳に屬し、また外縁に字形華紋帶——可なり磨滅したものであるが——を繞らした事が認められ、内區の圖樣も鮮明で、其の繪畫的な形像が自由な線で描き出されてゐることを知り得るのが欣ばしい。是れが私の氏に請ふて特に其の拓影を重ねて本誌に紹介する所以である。此の鏡影また近頃のものではない。されば原物は或は既に失はれたのかも知れぬ。

最後に既記の鏡に對し二三の氣附いた點を此の

機會に擧げて置く。其の一は同じ徐乃昌氏所藏の建興二年神獸鏡(其二)の紀年に就いてある。私は『集録』に於いて「建興二年九月二日」と釋して、其の「二」に疑問を附したが、『小檀變室鏡影』には釋して「一」としてある。これは實物に依つたものであるから、それに從ふを可としよう。訂正の第二は黃武六年階段式神獸鏡の銘文である。「集録」には不用意にも文中壽歲の下に「子」の字

を脱した。『鏡影』錄する上記丹徒劉氏舊藏の拓影からまた右の點を注意することが出來た。なほ最後に『集録』に擧げた吳の寶鼎三年神獸鏡が『増補』の第一に再記した延喜七年五月鏡と共に其の後友人辰馬悅藏氏の有に歸したこと、西晉太康三年神獸鏡の同じく守屋孝藏氏の儲藏に加はつた點を錄して此の小文を結ぶ。

(昭和九年四月廿八日稿)